

バハオーフェン『母権制』における法の諸相

吉原達也

はじめに

- 一 「母権制」(Mutterrecht) と「女性支配」(Gynakokratie) の用例
- 二 「女性は自己の家族の始まりであり同時に終わりである」という法命題
- 三 自然法としての母権制

はじめに

J・J・バハオーフェンはその著『母権制』(一八六二年)^①において母権制から父権制への歴史的発展という図式を提示してみせたことはよく知られるところである。たしかに「空想的な母権時代の図絵」^②ともいわれるべき点は多々あり、その思考を一貫した論理として整理することを峻拒する。実際、彼を評する形容詞は、神話学者、宗教学者、民族学者、家族史家、法制史家^③であったり、一言で要約することはきわめて困難な人物である。著者と同様、彼が作り出した「母権制」という言葉も、一義的に定義できるような概念としてとらえることは難しい。^④本稿の関心は、法制史家としてのバハオーフェンの手法ないし『母権制』における法的なものの考え方とはどのようなものなのかということ、^⑤具体的イメージすることにある。「母権制」とは何かをめぐってはさまざまな議論があることはいうまでもないが、^⑥いずれにしても、原語の Mutterrecht に含まれる Recht つまり「法」の側面が必ずしも注目されないま

まであったように思われる。『母権制』が刊行された当時、歴史法学派の主流は、法の体系化Ⅱ教義学化と、法の言語学と歴史学との連携という矛盾をかかえながら、前者への傾向を鮮明にしていた。そのような時代に、スイスの法学者であったバハオーフェンは、法の教義学への拘束から自由であった。現代法の教義学とその体系化に役に立つかという実用目的のもとにローマ法源を読むのではなく、法源そのものを純粋な言語学的解釈、さらには象徴的解釈へとむかわせた。バハオーフェンが歴史法学の主流に背を向けて、追求しようとした法の世界とはいかなるものであったのか、本稿は、「法」の側面から「母権制」の具体的なイメージに幾分かでも迫ることができるのではないかとこの問題関心から出発する。バハオーフェンは当初「女権制」Weiberrecht⁽⁶⁾という語を使用することもあったが、『母権制』刊行の最終段階で、表題自体がこの名称を冠することになった。

バハオーフェン『母権制』は序説と二二章一五二節からなる本論及び一三節からなる補論によって構成される。この序説は『母権制』の序説であると同時に、『母権制』に先立ち、これと一対をなす著作として刊行された『古代墳墓象徴試論』(一八五九年)と『母権制』とをつなぐ、中間考察としての意味が与えられるように思われる。この二つの著作はもともとバハオーフェンが古代イタリア史執筆という構想から生まれた。『古代墳墓象徴試論』は、その題名が示すとおり主として古代イタリア・ローマの墳墓象徴の解釈を通じて古代イタリア人の時代精神をそのなかで読み取ろうという試みである。墳墓象徴の解釈を通じて「母権制」を発想するの基本的観念が構想された。その意味で『古代墳墓象徴試論』は『母権制』の原理的考察としての性格をもつ著作であると考えられる。とくに法的側面にかかわる叙述はほぼ同じ資料に言及しながら場合によっては「母権制」におけるよりも詳細にわたっていることがある。これに対して、『母権制』は『古代墳墓象徴試論』における発見を、多くの古典文献をはじめとしてパピルス資料やその当時の民族的記録などを網羅しながら検証してみせた応用編としての性格をもつ著作と評することもでき

る。それゆえバハオーフェンの「母権制」を考える場合この二つの著作を切り離しては論じることができない。「母権制」序説が両著作をつなぐ中間考察としての性格をもつのであれば、まずは、『母権制』序説の中でどのように「母権制」がどのようにイメージされているのかをもう一度確認することも、『母権制』『古代墳墓象徴試論』を含めて、バハオーフェンの全体構想を理解するための一助となるであろう。

社会学なり民族学なりの現代的用法としては概念を精密化する必要がある。ただそうした理解がバハオーフェンにそのままあてはまるかは別の問題であると考ええる。バハオーフェンの「母権制」はそれを構成する「法」の側面になり重点が置かれている。

『母権制』はその副題を「古代世界における女性支配 *Gynaiokratie* の宗教的法の性質についての一考察」とする。すでに題名からして「母権制」と「女性支配」というバハオーフェン独自の二つの用語が使用されている。この二つの語は相互にどのような関係にあるのか、一見ドイツ語とギリシア語由来の造語という同義語のようにも思われるのであるが、バハオーフェンはこの二つの造語をかなり厳密に使い分けているように思われる。まずその簡単な手がかりを、『母権制』序説のなかに示される「母権制」にまつわるさまざまな関連語が、どのように使用されているかを確認することに求めたい。

バハオーフェンは、『母権制』本論リユキアの章の末尾で、「母権制」の意味について、こう語っている。家族関係的な概念としての母権制をバハオーフェンが積極的明示的に定義した唯一の箇所である。

「我々が以下で簡潔に母権制 (*Mutterrecht*) と呼びたい事柄が、リユキアについて明らかになる。母権制は、表面的には子供が、父方ではなく母方に従って命名されることに現われる。しかしその意味は次のようないくつかの点にある。

第一に子供の身分について。子供の身分は父によらず、母の身分による。

第二に財産の相続について。親の財産を相続するのは男子ではなく、女子である。

第三に家族の支配について。家族を支配するのは父でなく、母である。そしてこの法はそのまま拡大されて国家にもあてはまる⁹⁾。

序説では、「母権制」が、右に示したような母方による命名法といった表面的な特徴だけではなく、一貫した「体系」であること、その体系は、宗教的観念と結びつき、父権制よりも古い人類の時代に属するということが指摘されている。著者によれば、「母権制はある特定の民族に固有のものではなく、一定の文化段階に属する」ものであり、本論において、男女の相互関係、家族の形態、社会や国家の形態、法、習俗、慣習、衣装などのあらゆる面において追求されることになる。その一方で、「母権制」は、序説、本論を通じて、「母性」、「母性原理」、「母性の体系」、「母なるもの」など様々な語に換言されたり、関連づけられることにもうかがえるように、一義的に定義されるような概念というよりも、むしろそれ自体がきわめて多彩な意味合いを含む象徴的な側面をもつことは否定できない。

ギュナイコクラティは、ギリシア語で女性を意味する *gynaike* と支配することを意味する *kratos* からなる合成語であり、古くはアリストテレス『政治学』、プルタルコス「カトー伝」、ストラボン『地理誌』などにその用例を見ることができ、狭義には「かかあ天下」の意味で用いられることもある。近代語としては、例えば著者も引用しているように、すでにジャン・ボダン『国家論』(一五八〇年)にもヨーロッパにおける女王制と関連した用例がある。著者は、ポントゥスのヘラクレイデスの「古来リュキア人は女たちに支配されている」という事例を引用して、これを、「国家的政治的支配」と「家族内的支配」の双方に及ぶと解している(Bd. II, S. 88-86)。その限りで、「母権制」と「女性支配」は明確に区別されることなく、しばしば同義の概念として用いられることになる。¹⁰⁾

同様のことは、「乱婚制」「娼婦制」(Heterismus) についてもあてはまる。これは、ギリシア語で、楽舞、文学、芸術に通じた高級娼婦をさすヘタイラからの造語である。この語もさまざまなニュアンスがあり、婚姻制度の成立する以前の自然的な両性関係に基づく時代、文化、社会を一般的に指称する場合から、無秩序な両性関係としての乱交なり雑交、さらに売春 (Prostitution) という意味までも含んでいる (後期の作品では、用語として、Prostitution が一般的に用いられる傾向にある)。しかもそれ自体必ずしも否定的なニュアンスだけを帯びているどころか、ときには、むしろ自然なものとして肯定的なニュアンスをもつて使われていることが多い。

このように「母権制」「女性支配」「娼婦制」にせよ、一つの同じ言葉でありながら、そのときどきのニュアンスは微妙な色合いを含んでいる。著者はあえて同じ言葉で表現することによって、象徴性を付与しているのである。さらにこのうえに、アプロディテ、デメテル、ディオニュソス、アポロンといった神々に象徴されるような宗教的な側面を重ね合わせることにより、それぞれの言葉はさらに複雑なニュアンスをもつものとなっている。

そこで、次節においては、「母権制」序説におけるそれぞれの語の用法について、若干の考察を試みることにしたい。

一 「母権制」(Mutterrecht) と「女性支配」(Gynaikekratie) の用例

まず、本節では、「母権制」序説に限定して「母権制」と「女性支配」の用法の関係を簡単に概観する。序説は大きく分けて「母権制」の原理的考察 (Bd. II, S. 9-35) と歴史的考察 (S. 36-66) という二つの部分からなる。さらに前者は法的側面 (Bd. II, 9-19) に言及した部分と倫理的ないし宗教的側面 (Bd. II, S. 19-35) について言及した部分に分

けることができる。この三つの部分の区分は内容的な差異もあるが、「母権制」と「女性支配」という用語の使用方法において微妙な違いがあるという点でも重要である。

法的側面に関連した叙述 (Bd. II, S. 9-10) では、「母権制」が頻繁に用いられるのに対して、名詞としての「女性支配」は二例にとどまる。多くの場合、「女性支配的」(gynaiokratisch) という形容詞のかたちで「時代」、「文化」、「文明」、「生活形態」、「現象」などの名詞に付されて用いられる。これに対して倫理的・宗教的側面に関連した部分では、「女性支配」の頻度が高まり、これと結びついたかたちで「母権制」が使用される。歴史的考察の部分では、いわゆる家族の発展段階を示すこれもバハオーフェン独自の造語「乱婚制」ないし「娼婦制」(Heterismus)、「アマゾンの女性支配」(Amazonentum)との組合せで「女性支配」が使用されるのに対して、「母権制」は主として「父権制」およびこれの関連語との対比で使用されるという特徴的な傾向が見られる。それぞれにこうした用法の特徴が見られるということは「母権制」と「女性支配」という用語の意味を考えるさいの一つの手がかりとなる。そこで順番に用例を検討していきたい。

まず序説冒頭の「母権制」についての定義的部分、「母権制」が普遍的現象であること、時代的關係を扱っている部分から、「母権制」とこの関連語の用例を見ていくと、「母権制」は「家族の状態」であり、「女性支配的な家族法制度」、「ギリシア・ローマの父性原理と完全に対照的な家族法」であるとされる (Bd. II, S. 9f.)。したがって「母権制」は家族に関係した概念であることがわかる。「母権制」は、「母権制が属する文化時代」、「母権制が属する原古的生活法則」、「母権制は父権制よりも古い文化の時期に属する」、「母権制は……一定の文化段階に属する」、「母権制とこれに依拠する文明」といった用例に見られるように、「文化時代」、「生活法則」といった名詞と結びつくときには、「属する」あるいは「依拠する」という動詞を介在する。そのほかに「母権制的な文化」という用法が一例ある。

形容詞の残りの用法としては、父権制との対照で、「母権制的な体系」、「母権制的な家族」といった形がある。また「母権制」は「現実の文化全体の中心」をなすものであり、この「現実の文化全体」が「女性支配」である。この部分では「女性支配」という語はこの一例のみで、残りの用例はすべて「女性支配的」という形容詞として「家族法制度」、「時代」、「文明」、「文化」、「現象」、「思想世界」、「世界」、「国家」、「民族」といった語と結びつけられている。

以上の用例の検討から「女性支配」と「母権制」は相互に次のような関係にある。「女性支配」は「母権制」という家族法ないし生活形態を中心とする一つの時代、文化段階、文明自体を指称する。逆に「母権制」は「女性支配的な文明、文化時代、文化段階に属する家族法ないし生活形態である。このことは「女性支配的な家族法制度」、「女性支配的な生活形態」といった用例からもうかがえる。「女性支配」は「女性支配的な国家」という例に見られるように国家関係の概念であり、「母権制」は家族関係の概念であり、そこに国家と家族との峻別がなされている。このことは「母権的な国家」という用例がないことからもうかがえる。「国家」や「民族」には、「母権制」ではなく「母」という名詞が直接結びつけられている。

さらにもう一点だけ注意しておく、「母権制」は「ギリシア・ローマの父性原理とは完全に対照的な家族法制度」(S. 10)、「父性の体系よりも古い文化の時期に属する」(S. 11)の用例に見られるように「父性原理」、「父性の体系」と対照されて用いられている。「母権制」と対になると考えられる「父権制」は、比較的その用例は少なく、むしろ「父性原理」、「父性の体系」などの組合せで使用される例の方が多い。こうした対応関係からすると、「母権制」という語は、「原理」ないし「体系」に対応する意味をも含んでいる。

次に倫理的ないし宗教的部分における用例を見てみよう (Bd. II, S. 19-35)。

まず、「夜の優位」と「左の優位」という観念と女性支配的思想世界との関係から、「母権制が属する文化の論理的

特質」へ、さらに、母の愛、同胞愛、自由・平等原理といったさまざまな観念の由来が母性原理から語られる (S. 19-26)。「子を生みなす母からすべての人間を等しく包む同胞愛が生まれ、そうした意識や認識は父性の確立とともに消え去った。父権制に基づく家族が個人的団体であるのに対して、母権制的な家族は典型的かつ普遍的性格を担う」(S. 21)。エジプトの彫像に見られる博愛の気風、穏やかな「人類の白銀の時代」(ヘシオドス)、サビニ人の約束 (S. 22) : 様々な事象について「女性支配」の観点から論じた後、日常と宗教との関係へと論を進める。

「女性支配の基礎には宗教があり、その宗教こそが母権制の最も尊厳あるものとし、母権制を生活の最も高度な側面と結びつけている」。「女性支配の基礎には宗教があり、宗教こそ民族にいつさいの祝福と美を施すことができた」。「女性支配が女性のもつ宗教的性格との密接な関連は多くの個別的事象からも明らかである」。「ポリュビオスはこの習俗をエピゼピュリオイ・ロクロイ人の母権制の証拠の一つに挙げ、この習俗と女性支配的な根本理念との関連を認めている」。「われわれはこうした視点を追求していくことにより、女性支配のあの側面、つまり宗教が母権制の最も深い根拠であり、最も重要な意味を付与していることを知ることができる」。「デメテル宗教やその密儀のなかに、そしてデメテル的女性の支配の宗教と日常の両面のなかにヘラス時代以前の文明の崇高な萌芽が認められる」。「女性支配が認められるところではどこでも、地下的宗教の密儀がそれと結びついている」。「両民族が例外的に長く母権制を残したことは、これらの民族における密儀の高度の発展の結果として説明できる」。「母権制の原初性と母権制が古い文化段階に属することを否定できないとすれば、同じことはそのまま密儀についてもあてはまらねばならない」。「女性支配の日常面と宗教面という二つの現象のうち、宗教的現象が日常的現象の基礎になっている」(S. 26-30)。

以上の用例からうかがえることは、「女性支配」の基礎としての宗教、その宗教に基づく「母権制」という視点である。つまり、「女性支配」は生活の日常的側面としての「母権制」と宗教的側面としての「密儀」を統合するもの

として用いられている。当然のことながら、ここには法と宗教の峻別という観点を取り込まれているということになる。

さらに、「さきにわれわれは女性支配の時代を歴史の詩（ポエジー）と呼んだ」、「女性支配の時代は宗教を最も深化させ最も感受した時代であり、それとともに敬虔、敬神、礼節、秩序の点で最も優れた時代なのだ」、「このような視点からみるならば、女性支配の時代は文化を進歩させ、そして文化の恩恵をはじめて約束した時代である」（S. 309 32）といった用例のように、「女性支配」は一つの「時代」を指標する語であるが、「母権制」は、時代関係的には用いられないのである。むしろ「母権制」は、「いっさいの人為的な命題から独立のもの」であり、「普遍的」であり、家族法制度の領域における「自然的真理」といわれるように、「女性支配」という「時代」、「文化段階」を構成する家族関係のないし日常生活的概念ないし原理・体系であることを知ることができる。

次に序説の歴史的考察の部分では、「母権制」と「女性支配」がどのように用いられているか見てみよう（Bd. II, S. 36-66）。

「母権制文化と他の二つの文化段階との歴史的関係、すなわち、母権制以前の低次の状態と母権制以後の高次の觀念との歴史的関係を探ることにあり、両者がデメテルを崇拜する紀律化された母権制との間にくりひろげた闘争の歴史を明らかにすることである」。つまり、「母権制」はこれまでとは違って、文化段階ないし歴史関係的にとらえられているのである。ただし歴史的な叙述のなかでは、「母権制」よりも、「女性支配」の方に力点が置かれていることは指摘しておかねばならない。用語的には、無秩序な「乱婚制」ないし「娼婦制」から紀律化された「女性支配」を経て「父権制」へということになる（ただし、「父権制」の用語としては、先にも記したように、*Vaterrecht* よりも、*Paternitätssystem* や *Vatersystem* の用例の方が圧倒的に多い）。

それぞれの関係を次に見ておこう。「乱婚制」ないし「娼婦制」との対照で用いられるのは、「母権制」ではなくむしろ「女性支配」である。序説のなかで、「母権制」が「乱婚制」ないし「娼婦制」との関係で用いられるのは、「母権制の時代の後には父権制の支配の時代があり母権制の前には無紀律な乱婚制＝娼婦制の時代があった」(S. 36)とか「母権制が歴史上の事実であるとすれば、乱婚制＝娼婦制もまた歴史の事実だということである」(S. 37)という例にとどまる。「女性支配」は多くの場合「デメテル的」ないし「ケレス的」、「婚約的」、「紀律ある」などの形容詞をともなつて限定されることにより、「乱婚制」ないし「娼婦制」(「アプロディテ的」ないし「無紀律な」などの形容詞が付される)との対照が明確化されることになる。

「女性支配」は、「乱婚制」ないし「娼婦制」との対照で用いられるほかに、「アマゾンの」および「ディオニュオスの」という形容詞を冠して、内部的な段階を示す場合がある。「娼婦制原理とデメテルの原理との闘争は、ディオニュオス宗教の普及によって新たな転回点を迎え、それによって古代の文明は、全体として墮落の道をたどることになった。それゆえ、この事件は女性支配の歴史のなかできわめて重要な位置を占める。ディオニュオスは、母権制、とりわけアマゾンのに極端化した母権制に対する偉大な挑戦者たちのなかで首位の座を占める」(S. 44) (1)に「母権制」が用いられているが、例外的である。「娼婦制」との関係では、「アマゾンの女性支配は娼婦制と最も密接に結びついている」、「娼婦制は必然的にアマゾンの女性支配に至らざるをえない」、「アマゾンの女性支配は完全に普遍的な現象である」、「アマゾンの生活形態は婚姻的女性支配よりも古い現象である」、「アマゾンの女性支配は野蛮への墮落にもかかわらず、本質的には人間の文明を高めるものであった」(S. 49-50)と述べている。

さらに「ディオニュオスの女性支配」は、「新しい神を急速に普及させそして勝利へと導いた本質的な原因に数えられるものななかで、とりわけ重要なものは、古代の女性支配がアマゾンの女性支配へと極端に推し進められ、その

結果人間の生活が野蛮に化したということである。母性原理の支配が厳しくなるにつれて、女性が反自然的アマゾンの生活傾向を持続しえなくなっていくにつれて、この新しい神は至るところでますます歓迎されるようになり、好んで受容されていった」とか、「このようにしてディオニュソス宗教は、そのなかにデメテルの婚姻原理を指示する面があるように思われるし、それどころか父権制的思惟を推し進める主要な原因のうちで第一のもののようにも思われる」(S. 45) とあるように、「女性支配」から「父権制」へ移行する中間段階としても位置づけられている。ただし、ディオニュソスは、男性神である限りで、「父権制」の神ないし「父性」「父権制」の樹立者」ともされる。

そして「父権制」の実現は「デルポイのアポロンと男性支配のローマの国家原理」に求められている。「父権制」の神であるディオニュソスとアポロンの関係も前者から後者への移行そして後者から前者への回帰という二つの側面からもとらえられている。

これに対して、「母権制」が、「国家の支配権が母権制に基づいて継承されていたことが知られている」とか、「母権制が早期に家族を支配することを止めたところもある」と語られる限りでは、狭義の母権制ないし母系制として限定的な意味で用いられている。

その一方で、本論においては、例えばアイスキュロス『オレスティア』三部作の解釈を示した『母権制』の中心的部分(アテナイの章)では、「女性支配」よりも「母権制」が頻繁に用いられ、「母権制」と「父権制」の対立、前者から後者へ発展という図式が明確に示されているのである。

二 「女性は自己の家族の始まりであり同時に終わりである」という法命題

1 バハオーフェンの「母権制」のイメージについて、「序説」の範囲から得られた見通しは以上のようなものである。しかし彼の「母権制」は、万華鏡のように、さまざまなイメージの中に語られる。バハオーフェンは、「母権制」『古代墳墓象徴試論』の中で共通するいくつかの命題を繰り返し用いている。例えば、*inissa ultronea creatio* は、泥地に繁茂する植物が生長するイメージから、始源の人間関係、男女の関係までも含めて、象徴的に語るバハオーフェン好みの命題である。法の一つの側面として、家族法のあり方が「母権制」の主題であることはいうまでもない。そこで、家族法に関わる命題として繰り返し登場するのが、「女性は自己の家族の始まりであり同時に終わりである」(*Mulier familiae suae et caput et finis est*) という命題である。この命題は、バハオーフェンの「母権制」が家族関係的な概念でありつつ、それを越えた多彩なニュアンスを理解するキーワードともなる (Cf. Bd. II, S. 96, 156, 433)。

「女性は自己の家族の始まりであり同時に終わりである」は、D. 50, 16, 195, 5 に、「ウルピアヌス」告示註解」第四六巻からの抜粋として伝えられる、有名なローマ法の命題である。この命題は、通常、古代ローマの家父長的家族原理のひとつの側面を示すものとして知られている。バハオーフェンは、ローマ父権制を示す典型的命題を逆転させて、母権制の視点から解釈してみせる。そこでまず、この命題の意義を知るためには、ローマ家族法の制度について、現代の通説的な理解を簡単に示しておく⁽¹²⁾。十二表法以来の市民法上の無遺言相続では、被相続人の生存中その家父権に服して、その死亡により直ちに独立の地位をもつことができる自権相続人が第一順位で相続する。第二順位は最近宗族(近親たる傍系親)である。第三順位は氏族員である。娘は息子と同じく自権相続人である。そのさい問題

になるのは被相続人の妻である。これは次の二つの事例が考えられる。いわゆるマヌス婚による妻の場合、マヌスに服する妻は自権相続人であり、このことは「夫の娘の地位にある」ことに表現される。この場合、妻は自分の娘と同じ地位で夫を相続するのであって、夫婦として夫を相続することを意味しない。またこの妻が夫を相続したあとに無遺言で死亡した場合、彼女の子供はこの母—いわば姉妹の地位にある—を、最近宗族として相続する。このことは子供として母を相続するのではないということの意味する。マヌスに服さない婚姻による妻が夫の家に属さないということとは、夫の権力に服さないということである。もちろん合法婚姻である限り、彼女は合法的な妻であり、子供の母であるが、夫の権力に服さない以上、「娘の地位」に立てない結果、夫に対する相続権をもたない。その結果、彼女と子供とのあいだでも相続権は生じない。他方、かかる自由婚の妻は、実家の父が生存する限りで、その権力に服するのであるから、妻は実家の父の娘として第一順位で実父を相続する。娘はその父が無遺言で死亡すれば兄弟姉妹とともに相続する。そのさい彼ら自権相続人は共同相続しないかぎり、各々一家を構え、娘もまた自権相続人として、一家を構える。しかし、彼女が死亡すると、その財産は兄弟姉妹に相続され、子供には相続されない、このことが「女性性は自己の家族の始まりであり同時に終わりである」と表現される。以上が当該命題に関する現代の通説が理解するところである。バハオーフェンはこの命題をどのように解釈するのであろうか。

2 木の葉の比喩

父権制のローマ法のもとで「女性は家族の始まりであり同時に終わりである」といわれる。つまり女性はたとえ多くの子を生もうとも、家長権を持ちえぬ以上、その財産も地位も継承されることなく、その存在はたんに個人的なものにとどまる。これに対して母権制のもとでは、同じことが男性にあてはまる。そのようにバハオーフェンは考える。

彼は、まず神話、伝説を素材にして、この問題に答えていく。ホメロス『イリアス』に登場する「木の葉の比喩」あるいは「不死なる女神と死すべき男性との結婚」という神話のモチーフ、ピュラの後裔と石の種族の神話などを使って、さきの命題を母権制の視点から解説してみせる。

まず、「木の葉の比喩」のモチーフは、『母権制』第一章リュキアの第四節に登場する (Bd. II, S. 914f.)。トロイア方の将グラウコスがギリシア方のディオメデス (テュデウスの息子) にその出自を問われたときに、人間を支配する法則の形姿として木の葉の比喩をもって答えた。ホメロスにおける、グラウコスと母権制との関係の発見はバハオーフェンの創見になるといわれる。彼によれば、一つの法則が高次のものあれ低次のものであれいつさいの被造物を支配している。木の葉も、動物も、人間も、永遠に自然の営みを繰り返す点で同じだ。バハオーフェンはこのグラウコスの木の葉の比喩を、母権制の人生観、自然の知恵、自然の悲しみあるいは無常性を特徴づけるものとしてくりかえし引用している。「母はつねに同一であり究極においては大地である。母から娘へと伝えられる各世代において現世の女性たちは大地を代理する」(S. 959f.) と。ディオメデスの問いはギリシアの父権制の立場から発せられる。それは物質的な観点をないがしろにして息子を父から生まれるものとし、男性の覚醒力だけを尊重する視点である。これに対してグラウコスは人間を他の大地の被造物から区別せず、植物や動物と同様、物質という観点から判断する。子は父・祖父・曾祖父…と感覚的に知覚される関係にはない。これに対して子は母・祖母・曾祖母…を通じて究極には原母 (元母) につながる。母権制の観点からすれば、グラウコスにとって、ヒッポロコス、ベレロポン、ハルモス、シシユボスといった父方の祖先は、散ってしまった木の葉のように、それぞれの死とともに、無意味な存在である。子にとって意味があるのは大地原母につらなる母の系統のみである。

父権制のローマ法のもとで「女性は家族の始まりであり同時に終わりである」が、これに対して母権制のもとでは、

同じことが男性にあてはまる。風に吹き飛ばされるのは父権制のもとでは母であり、母権制のもとでは父である。グラウコスは物質的自然法に従い、その法の永遠の真理を木の葉の比喻を使ってディオメデスに語っている。リュキアの母権制〔母性法〕が物質的自然法と一致すること示し、ギリシアの父権制はこのような物質的自然法に反している (S. 96)、とされる。

3 不死なる女神と死すべき男性との結婚

神話の中に、不死なる女神と死すべき男性との結婚というモチーフがある。ヘシオドスの『神統記』の末尾にはこの種の結婚の事例が列挙されている。その最初に挙げられるのがデメテルと英雄イアシオンとの結婚である。パハオーフェンは、不死なる女神と死すべき男性という組合せには母性の優位という太古の宗教観念が表現されていると云う (Bd. II, S. 155ff.)。父権制には、この逆の組合せが適合的であり、神話にも不死なる男神と死すべき女性という組合せの例は多い。かかるモチーフは、「下から」、つまり、「物質」、「大地」から発する。大地は万物をその暗い母で表現される。これに対して母権制は、「下から」、つまり、「物質」、「大地」から発する。大地は万物をその暗い母胎から光のもとへ生み出すがゆえにすべての可視的被造物の原母とされる。大地から生まれたものは無常であるが、大地自体は永遠の不死を享受する。大地は自らが生んだものには、たとえそのなかで最も美しく神に似た人間であっても、不死を与えられない。それゆえ、夫たちはこのようなはかない存在である。イアシオンもテティスの夫ベレウスも然り (S. 156)。

女神と人間の男性の結婚という神話のモチーフは、母権制における男女の関係を証明している。母権制の体系のもとでは息子について「男性は家族の始まりであると同時に終わりである」といわれ、父権制の体系のもとで娘につい

て、「女性」は家族の始まりであり同時に終わりである」(傍点筆者)。母権制のもとでは息子は一族を存続させることはなく、たんに個人的なその生涯に限定された存在にとどまる。バハオーフェンは、ここにも、自然法と、人為的秩序としての市民法との対立関係を認めている (S. 156)。

4 「ピュラの後裔」、終わりとしての母、始まりとしての父

バハオーフェンは、母権制の視点から当該命題の解説するに当たって、アリストテレスがギリシア種族(ゲノス)の名称について語っている箇所(『形而上学』4. 28, 1024a29以下、訳文は出訳を参照)に着目する(Bd. II, S. 430ff.)。そこでは、ゲノス(γενος)〔種族・類〕は、1「同じ形相をもつ事物の連続的な生成の存する場合」に使われるほか、2「或る事物の存在がそれに由来するところのそれらの第一の〔最初の〕動者について言われる」と語られている。例えば、ヘレネス〔ヘレン族〕やイオネス〔イオニア族〕かれらの出生の由来する第一の父祖の名前(ヘレン、イオン)つまり、彼らを生み出した者〔始動因〕によって名付けられることが多い。ここでは始動因と質料因の峻別が基本になっている。その例外として、母系によって名づけられる例として、『ピュラの後裔』という呼称に言及する。ピュラはエピメテウスとパンドラとの娘で、デウカリオンとの妻となった女性である。ゼウスが墮落した青銅の時代の人間を大洪水で滅ぼそうとしたとき、デウカリオンとピュラは方舟を作ってこの難を逃れたが、他の人間はすべて死滅してしまふ。そこで彼らは避難の神ゼウスに犠牲を捧げ、人間の生ずることを望む。ゼウス〔あるいはテミス〕はこれに答えて母の骨を背後に投げよと言ったのを、母なる大地の骨つまり石であると解して、石を頭ごしに投げたところ、デウカリオンの石は男に、ピュラの石は女になった。

バハオーフェンはこの神話をつぎのように解してみせる。ピュラの種族の母権制〔母系制〕はこの種族が石から

生まれたとする神話に語られている、という。そのなかでゼウスあるいはテミスが石つまり大地たるピュラの骨を背後に投げるよう命じるといふモチーフが注目される。母権制は祖先だけをもち、これに対して父権制は種族の継承者という意味での子孫をもつ。父は「第一の動者」として、一つの運動の第一の契機とされ、その運動は川が源流から流れ出すように、この父から拡がっていく。バハオーフェンはこれを「連続性」と呼んで、父系による継承を特徴づける。これに対して、バハオーフェンによれば、「ピュラの後裔」のような呼称を支えている基本的な考え方は、「反復」という言葉で特徴づけられる。それぞれの世代の母なる存在は、「すべて原母大地の代理人」であり、世代を経るごとに原母は、「歩みをともしする母」(S. 433)として、つねに生き続ける存在である。原母は最も新しい世代に体现される点で、長い血筋の始まりではなく、その末尾を飾る存在である。新しい生命の誕生は、「石を背後に投げる」といふ神話のモチーフは、母権制の観念を表現する。このような母 \parallel 物質 \parallel 大地だけを考える母権制的な観念は、男性を形成者にしてデミウルゴス〔創造主〕とみなす観念とはまったく別のものである。以上のような考察を経て、こうした観念の対立を「女性は家族の始まりであり同時に終わりである」といふ命題の解釈にあてはめる。バハオーフェンは、この命題が、父権制の体系においてのみならず、母権制という自然的体系においても妥当する、という。二つの観念の差異は、父権制のもとで女性が置かれたのと同じ地位に母権制のもとで男性が置かれるという点にある。このようにして、アリストテレスの「ゲノス」に関する説明の中で、「ただし」と断って、「ピュラの後裔」という例外に言及したことの意味が明らかにされるとともに、当該命題の母権制的な視点による解釈を補強しているのがある (S. 430-434)。

5 連続と反復 —— 父系と母系・権利と占有

右に見たように、ある種族が男性たる「第一の動者」に由来するという観念は連続性 (Continuation) ないし「連続的なもの」(synekhes) の理念を生み、これに対して女性たる「物質」に由来するという観念は反復 (Wiederholung) の理念を生む、という。この違いをアリストテレスは加法と乗法の違いにたとえている (Bd. II, S. 434) が、バハオーフエンは、連続性と反復の観念が、それぞれの法観念の基礎をなしていることを明らかにする。父権制「Ⅱ父系制」を支えるのは連続性であるのに対して、母権制「Ⅱ母系制」は、「反復という関係」で結ばれている。木の葉にたとえられるように、生まれた子はすべて母なる木の幹から生えでるもの、それゆえまったく同一の現象を永遠に反復し続けるものである。以上のように父系と母系という観念の差異は、連続性が反復かいつれの理念によるかの差異の結果である (S. 435)、ということになる。

連続性が反復かという理念の違いはさらにローマ民法上の承継の事例にも示される。死者の財産に対する相続法上の承継は権利にのみ及ぶだけ、ポッセシオという純粹に事実的な占有関係には及ばない。相続人はその人格において新たに占有を基礎づけなければならない。つまり「占有に対しては承継はない」(in possessionem nulla successio) という命題が成立するのはこのためである。もつとも使用取得期間が問題になる場合には前主の占有期間を自身のそれに付加することはできる (S. 435-436)。

占有と権利の関係、占有の場合その出発点になるのは最終の所持者であるのに対して、権利の場合には逆に最初の取得者である。占有と権利の理念はそれぞれ母系と父系の理念に対応する。母系の祖先は木の葉の各世代のように、同種のしかし独立した個体を付加することによって相互に結びついている。これに対して父系の場合には連続性の関係に立ち、すべての構成員は「第一の動者」からの運動を継承している。占有はその事実的物質的性質を女性と共通にし、権利はエイドス「形相」ないし形式付与原理という非物質的な性質を男性と共通にする。それゆえ母性的民族

のすべての関係は必然的に占有的性質を帯びることになる。法的人格が拡張され個人の死後も継続するという理念は純粹な母権制にはなく、こうした承継とか連続性の理念は精神的な父権制に由来し、ローマ法の実現した偉大な成果のひとつである。母権制の相続は断絶(死)という觀念に依拠するのに対して、父権制の相続は継続という觀念に依拠する (S. 436)。

三 自然法としての母権制

本稿は「母権制」、原語で *Mutterrecht* の *Recht* の意味を探ることから出発し、『母権制』序説における用語例の分析と、ローマ家族法の一つの命題をめぐるバハオーフェンの解釈方法、神話のモチーフなり、哲學的議論への応用、さらには、占有と所有、事実と権利の関係をめぐる法理論への適用を通じて、バハオーフェンの語る母権制のイメージの一端に触れることが出来たと考える。最後に、「母権制」と「自然法」との関係について、若干の確認をして、稿を閉じることにした。 *Mutterrecht* は、 *Naturrecht* ならぬ *naturliches Recht* である、といわれる。この二つの言葉が対応する限りで、 *Mutter* と *Natur*、あえてこれを訳せば母と自然とが対応していることがわかる。 *Naturrecht* はこれにどのような意味がこめられているか細かな区別は別にして一般に自然法、場合により自然権と訳される。「母権制」は「自然法(権)」である。同様のことは父権制についてもいえる。 *Vaterrecht* は *positives Recht* ないし *ius civile* つまり実定法(人為法)ないし市民法とも呼ばれる。そうすると母権制と父権制の対立あるいは母権制から父権制への発展は言い換えれば自然法と実定法ないし人為法というきわめてオーソドクスな問題のひとつのヴァリエーションであることがわかる。

もともと「自然」という語自体がきわめて多義的であり、物理的自然から道徳的本性の自然までさまざまな意味で使われる。バハオーフェンは母権制を自然法と呼ぶ。バハオーフェンの自然法としての母権制の一つの側面を示すものは、先に取り上げた「木の葉の比喩」に示されるような意識の状態である。これはのちに、心理学の面からも注目されたところである。ノイマンの言葉を借りれば、すべての生命をみずから作り出す大地母 (grosse Erdmutter, Great Earth Mother) はあらゆる植物の母でもある。「生命の実のなる木として女性、木は生み、変容させ、養う。葉も枝も小枝も木に含まれ木に依存する。庇護者としての性質は梢が菓や鳥を隠すことに示される。しかしその世界も変容のうちにある。植物も動物もそして人間も、生まれ、成長し、変わり、食い、食われ、殺し、死んでいく。死体は分解して大地に還る⁽¹⁶⁾」。それもバハオーフェンの考える自然法一つのあり方である。バハオーフェンは、またいつさいの正義の端緒、「各人にその分を与えよ」(summi cuique) という命題が大地の母性に結びついているとこう (S. 235)。そしてその正義の観念は二という数字に象徴される。二に基づく正義はタリオの法、応報・報復の原理であり、血讐法であるエリニウスたちの大地的法原理である (S. 302ff)。これも自然法であり、母性的法であり、母権制である。こうした法の母性的な観点は「法」を考える場合の視野を、心理学的な側面も含めて、著しく拡大してくれる。前節 5 で取り上げた父系・母系と権利・占有といった法観念に共通するものの発見も、バハオーフェンの法律家としての目の確かさを確証するものであろう。

さきの二元的対立の思考、市民法と自然法、人為的な実定法と自然法との対立という点では、母権制は自然法の時代、父権制は市民法の時代にそれぞれ対応するとされる。バハオーフェンは、母性宗教の意味合いにおいて自然法を語ったとして、ローマ法学者ウルピアヌス (三世紀) を高く評価する。そこには、自然法つまりいつさいの市民法を否定する自然法の理論が開陳されている、という。ウルピアヌスによれば、すべての人は土地、海、空気、相互に対

して等しい権利を有する。大地およびその上で生きていすすべての人は、原則的にすべての人の共有物である。ウルピアヌスの説を、自然法Ⅱ母權制に由来する人類の平等思想の發露と考える (Bd. II, S. 375ff.)。バハオーフェンは、これについて次のように述べている。ローマが何もかもを国家的・実定的視點に従属させた反動として、法においてまったく自然的な觀点を幾重にも強調していることには、「古い純粹に動物的な自然法という母性的・物質的原理への接近がふたたび示されるとともに、人間の終わりの状態と始まりの状態とは内的な親近性を示すものだという命題が立証されている」(S. 380)、と考えるのである。そこに描かれるイメージは、起源からつねに通奏低音のように持続するもの、それは円環かあるいは螺旋をなすかのように、つねに起源にあるいは出発點に回歸する。そこから転じて、「一つの偉大な法則が人類の法發展を支配している」(S. 380) という。「人類は物質的なものから非物質的なものへ、自然的なものから形而上的なものへ、そして大地母神崇拜から精神的なものへと進歩する」。ここには人類の法發展を支配する法則、進歩ないし進化という考え方が提示されるが、バハオーフェンの進化は決して単純な直線的な進化ではありえない。さらにいう、「いつさいの法發展の終わりににはふたたび自然法が登場する」。だが、「それはもはや物質的な自然法ではなく、精神的な自然法であり、これこそが究極の法でもある。……愛こそが至高の法である」(Bd. II, S. 380c)。物質的な自然法に始まった發展は、最終的には自然法に回歸する。ここには一八五四年の『自叙伝』に語られた考え方が、形を変えて表現されている。「一つの法則がいつさいを統べていること、原初の間人間はいわば動物的本能の規則性を、自分たちの地上の生活にあてはめ、自らの生活を規制していたことを私はますます確信している。最古の思考様式のこのような特性を、とくに法や国家の事柄においてしかるべく究明すること、それがわたしのすべての考えと願いである」¹⁷⁾と。最終の到達地点も自然法であるが、それは「精神的」と形容され、法の極致は「愛」という一言に象徴的に語られる。

パハオーフェンは、『母権制』第五章エジプト第六三節以下で、法の源泉としての「女性原理」という視点から、独自の「法」論を展開する。この「女性原理」と「法」との関係については、『古代墳墓象徴試論』にも第一部第一四章〜一七章でも論じられるところであり、両書の関係を考える上で、重要な論点と考えるが、この点について、稿をあらためて言及することにした。

- (1) J. J. Bachofen, *Das Mutterrecht, Eine Untersuchung über die Gynäkokratie der alten Welt nach ihrer religiösen und rechtlichen Natur*, Stuttgart (Verlag Kraiss & Hoffmann) 1861; 2. Aufl., Basel (Beno Schwabe & Co.) 1948 による。邦訳として、吉原達也・平田公夫・春山清純訳『母権制』上・下巻・白水社(一九九二・九三年)、吉原達也訳『母権制序説』筑摩書房(二〇〇二年)。「母権制」等の引用は、紙数の関係で、全集版の頁を本文該当箇所末尾に記載することとした。
- (2) 大林太良「〈母権時代〉存在したか」『世界の女性史2』一〇二頁。
- (3) 法制史家としてのパハオーフェンに注目したものとし、B. Müllenbach, *Johann Jakob Bachofen als Rechtshistoriker*, SZ 105 (1988) *Germ. Abt. S. 17-96.*がある。パハオーフェン初期の法律家・裁判官としての活動については、Roy Garré *Fra diritto romano e giustizia popolare: il ruolo dell'attività giudiziaria nella vita e nell'opera di Johann Jakob Bachofen (1815-1887)*, Frankfurt am Main, V. Klostermann (Jus commune, Studien zur europäischen Rechtsgeschichte) 26).
- (4) 吉原達也「パハオーフェンの古代学」広島法学第十卷四号一四五頁以下、「パハオーフェン『母権制』とローマ養子法の一側面」『法政研究』第七十卷四号(二〇〇四年)五〇三頁以下。法制史関係の文献については、同五二二頁註2を参照。上山安敏『神話と科学―世紀末〜二〇世紀』岩波書店(一九八四年)、吉原達也訳『母権制序説』二八五頁。
- (5) 大林前掲書九二頁。Der Kleine Pauly, coll. 1409-1501 (Potschen); HRG III, coll. 806-808 (Erlert); U. Wesel, *Der Mythos vom Matriarchat, 1980 S. 149ff. Mutterrecht* 及びその訳語としての「母権制」は、① 包括的概念、単一の特徴ではなく、いくつかの特徴によって性格づけられてた社会組織。② 父方を排除して母方だけ血筋を辿ってゆく母系出自、地位や官職、称号を母方から受け継ぐ母系継承、

財産を母方から受け継ぐ母系相続、妻方居住など。③ これらの特徴のなかでどれがもつとも重要視されるかという問題があるが、母系出自が一番基本的であるとするのが民族学的に一般的であり、トゥルンヴァルトらは母系出自にもとづいた習俗を母権制と呼ぶ。その場合母権制は母系制とほとんど同じものになってしまいが、母権制という包括的な用語を避けて母系制という概念を用いる方が厳密とする考え方が現在では支配的となっている。

- (6) 上山安敏「解説 ババオーフェンの『母権制』」『母権制序説』所収三二五頁以下、三二九頁以下を参照。
- (7) Über das Weiberecht, in: Verhandlungen der 16. Versammlung Deutscher Philologen und Schulmänner, Bd.16 (1857), SS. 40-63; Il Diritto Materno, tradotto da F. Mencacci, in: Diritto e Storia, op. cit., pp. 54-124. 『母権制序説』七九頁以下及び解題二九六頁以下を参照。
- (8) J. J. Bachofen, Versuch über Gräbersymbolik der Alten, 1859; Gesammelte Werke Basel (Benno Schwabe & Co.) IV, 1954. 邦訳として平田公夫・吉原達也訳『古代墳墓象徴試論』作品社(二〇〇四年)。
- (9) Bachofen, GW, II, Bd. II, 141 (上巻一三〇頁)、『母権制序説』二四〇頁を参照。
- (10) 「女権制について」と『母権制』との関係については、『母権制序説』解題を参照。一八五六年の文献学会報告の題名は「女権制」(Weiberecht)であり、『母権制』を避けている。また原著の表題も当初より『母権制』であつたわけではなく、変遷を重ねている。一八五七年の友人ヘンツェンやシュトゥットガルトの出版者コッタ宛の書簡には、『女性支配—人類の太古における女性たちの地位について』、『女性支配—宗教と法の領域における女性的自然原理』、『女性支配—人類の発展史に関する一考察』といった題名案が登場する。コッタ宛の出版依頼の書簡には、新しい著作を『女性支配』と題する理由が記されている。最終的に、著者は、『女性支配』よりも愛着を込めて『母権制』を表題として選び、『女性支配』は副題として残している。Cf. Karl Meuli, Nachwort, in: Bachofens GW II, S. 107/9ff.; 以下に 1093ff.
- (11) 用例の確認のために、関連の用語は原語のままにしてそれぞれの語の関連が示されるように、ある程度そのままをもちいた関連の用語を含むセンテンスを提示する必要があるが、紙数の関係で省略せざるを得ない。
- (12) 以下の叙述は、吉野悟「ローマ家族の原理的構造」『家族史研究』1 大月書房、一九八〇年、九七頁以下、一〇三—一四頁に依拠している。
- (13) Kaser, Das römische Privatrecht I, C.H.Beck, 1971, S. 58f., 59n. 9.
- (14) 差しあたり、Kaser, op. cit. S. 423 u. Anm. 58.

- (15) Ethlich Neuman, 『The Great Mother』, Princeton UP, 1955. 福島章他訳『グレート・マザー』ナツメ社、一九八二年、六四頁。
- (16) 前掲同書 六四頁。
- (17) 『母権制序説』六三頁。